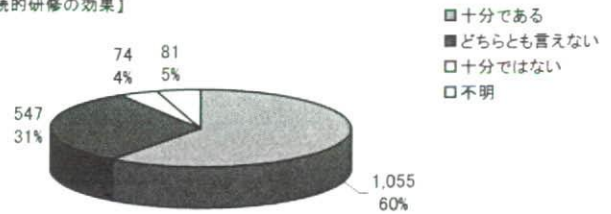


II. 継続的研修の遵守事項について

Q2-① 毎年度の継続的研修の受講義務について

【主催継続的研修の効果】	回答数	割合
十分である	1,055	60.0%
どちらとも言えない	547	31.1%
十分ではない	74	4.2%
不明	81	4.6%
合計	1,757	100.0%

【継続的研修の効果】



Q2-① 営業所の管理者は、「保健衛生上支障を生ずるおそれがないように、その営業所に勤務する従業者を監督し、その営業所の構造設備及び医療機器その他の物品を管理し、その他その営業所の業務につき、必要な注意をしなければならない。」と薬事法で義務づけられています。また、営業所の管理者は、継続的研修を毎年度受講することが薬事法施行規則で決められています。受講された感想を伺います。

自由記載回答結果

◎寄せられた感想 総件数 98件 (今回の報告)

大分類	記号	小分類	件数
賛成派 -45	a	積極的に評価している	3
	b	効果を認めている	12
	c	再認識・見直しの機会として評価	11
	d	効果を認めるも物足りなさがある。	5
	e	継続研修の必要性は認めるも内容に改善要求がある	14
消極論 -25	f	毎年には必要ない	16
	g	特定の商品しか取り扱っていない	5
	h	法令が大きく変わったときに実施すればよい。	4
不要論 -14	i	効果を認めない	14
	j	継続研修の評価とは別次元の感想	14
84		合計	98

Q2-② 継続的研修が、「修理業の責任技術者」と「販売業又は賃貸業の営業所の管理者」と一緒に実施されていることについて、何かご意見・ご要望がありますか。

設問の背景：

- 1) 高度管理医療機器販売業者は営業管理者を設置しなければならず、同管理者に継続的研修を義務付けている。(規則第168条)
 - 2) 特定管理医療機器販売業者は特定保守管理医療機器営業管理者、補聴器営業管理者、家庭用電気治療器営業管理者(「特定管理医療機器営業管理者等」)を設置しなければならず、同管理者に継続的研修の努力義務を課している。(規則第175条第2項)
 - 3) 特定管理医療機器を除く管理医療機器及び一般医療機器販売業者には、営業管理者の設置も義務付けられておらず、したがって、管理者の継続的研修も不要である。(規則第178条第2項、第3項)
- となっており、販売業等の営業管理者と修理業の責任技術者に課せられた継続的研修の同時開催についての意見を分析した。

設問の趣旨の理解度：

施行後3年目を迎えることもあってか、受講しなければならないとの意識は高く、継続的研修受講の意義は周知されていると考える。しかし、設問の管理者のための義務であるという趣旨についての理解はまだ十分に理解されているとはいえない状況と思われる。回答の多くは、実施についての内容、あるいは業態としての業務内容に反映された意見が多くあった。今回の薬事法改正により、業態としての責務が明確になったが、業としての特性を考慮した上での意見が多いと考えられる。販売業等の営業管理者、修理業の責任技術者に対し、継続的研修の意義が管理者としてのマネジメントに関連する内容であることの理解についての考察も見ておくべき内容であり、そのアンケートも実施していれば、意義ある回答が得られたものと考えられる。

期待する回答肢：

- 1) 継続的研修の意義の理解度
- 2) 同時開催及び分離開催に対する意見
- 3) 同時開催によるメリット・デメリット
- 4) 分離開催によるメリット・デメリット
- 5) 今後の開催に対する意見

全体としての回答は同時開催について、ほぼ意見は割れており、研修内容に関する意見が多かった。

分析結果： 総意見件数562件

1) 継続的研修の意義の理解度

- ①必要ないとする意見
 - うち、継続的研修開催の必要性と関係ない意見 : 11件
 - その他の意見として、
 - ・業務内容とかけ離れている、理解できないとした意見 : 9件
 - ・研修実施についての意見（毎年度ではなく） : 3件

2) 時開催及び分離開催に対する意見

- ①同時開催でよいとする意見 : 267件
- ②分離開催でよいとする意見 : 246件

3) 同時開催・分離開催によるメリット・デメリット

- ①同時開催のメリットの意見記載があったもの : 89件
 - ・効率的でよいとする意見 : 15件
 - ・兼務であるからよいとする意見 : 23件
 - ・業務内容が違うことを理解する上でよいとする意見 : 47件
- その他意見 : 4件
- ②分離開催のメリットの意見記載があったもの : 134件
 - ・個別で対応すべき、内容が異なるとする意見 : 112件
 - ・自らが業務を行っていないために分けるべきとする意見 : 20件
 - ・その他意見 : 2件

4) 今後の開催に対する意見

- ・継続的研修内容の充実を望む意見 : 10件
- ・毎年度の実施、WEB開催等を望む意見 : 3件
- ・継続的研修の意義について意見 : 3件
- ・実施団体あるいは講師に対する意見 : 9件

総括：

本結果を参考として、本設問に関する内容をまとめると、受講者の資格内容との比較がされていないために、全体的な意見となっているが、継続的研修受講についての意義が概ね理解されていると考える。特に、販売業・賃貸業と修理業の業務内容の違いから、個別に検討するべきとする意見と自らの業務知識として修得できるように必要であるとする意見がほぼ半数を占めている。

受講者としては、個別業務としての捉え方も多いため、個別開催も望まれている。

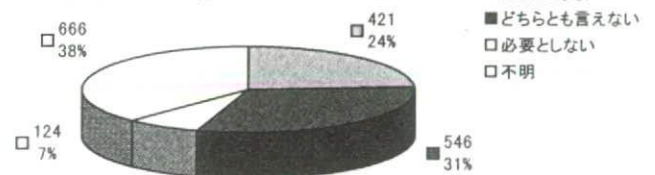
対応としては、実施団体に依存することもあるかと思われる。

しかし、本来の営業管理者ならびに責任技術者に課せられる管理者の義務としては同一であることについては今後、さらに周知することが必要な事項と思われる。

Q2-③ コンタクトレンズ等の特定の医療機器のみを取り扱っている営業所の管理者は、継続的研修の内容を特定する必要がありますか。

【必要の有無】	回答数	割合
必要がある	421	24.0%
どちらとも言えない	546	31.1%
必要としない	124	7.1%
不明	666	37.9%
合計	1,757	100.0%

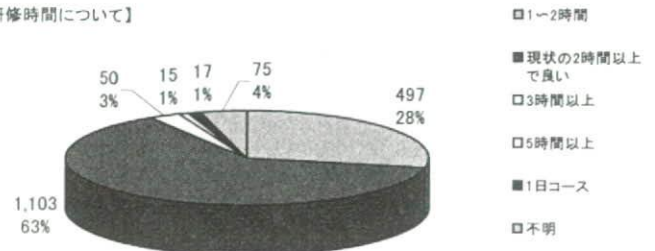
【コンタ/内容特定の必要性】



Q3-① 研修の実施の基準について

【研修時間】	回答数	割合
1～2時間	497	28.3%
現状の2時間以上で良い	1,103	62.8%
3時間以上	50	2.8%
5時間以上	15	0.9%
1日コース	17	1.0%
不明	75	4.3%
合計	1,757	100.0%

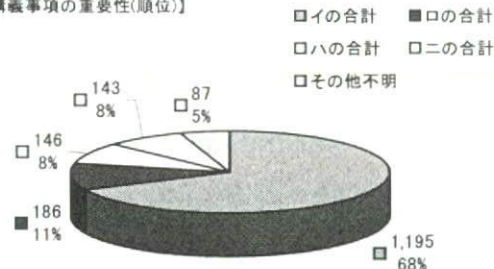
【研修時間について】



Q3-② 継続的研修の講義事項

【重要と思われる順番】	回答数	割合	
イ 薬事法その他薬事に関する法令			
ロ 医療機器の不具合報告及び回収報告			
ハ 医療機器の品質管理			
ニ 医療機器の情報提供			
イロハニ	418	23.8%	イの合計
イロニハ	99	5.6%	1,195
イハロニ	236	13.4%	68.0%
イハニロ	175	10.0%	
イニハロ	145	8.3%	
イニロハ	122	6.9%	
ロイハニ	52	3.0%	ロの合計
ロイニハ	16	0.9%	186
ロハイニ	32	1.8%	10.6%
ロハニイ	50	2.8%	
ロニイハ	13	0.7%	
ロニハイ	23	1.3%	
ハイロニ	21	1.2%	ハの合計
ハイニロ	12	0.7%	146
ハロイニ	30	1.7%	8.3%
ハロニイ	32	1.8%	
ハニイロ	16	0.9%	
ハニロイ	35	2.0%	
ニイロハ	22	1.3%	ニの合計
ニイハロ	14	0.8%	143
ニハイロ	15	0.9%	8.1%
ニハロイ	45	2.6%	
ニロイハ	13	0.7%	
ニロハイ	34	1.9%	
その他	2	0.1%	その他不明
不明	85	4.8%	87
合計	1,757	100.0%	5.0%

【講義事項の重要性(順位)】



Q3-③ 管理医療機器販売業及管理医療機器賃貸業の営業所の管理者に、「継続的研修を毎年度受講させるように努めなければならない。」とされていますが、ご意見があれば自由にご記入ください。

設問の背景：

- 1) 高度管理医療機器販売業者は営業管理者を設置しなければならず、同管理者に継続的研修を義務付けている。(規則第168条)
 - 2) 特定管理医療機器販売業者は特定保守管理医療機器営業管理者、補聴器営業管理者、家庭用電気治療器営業管理者(「特定管理医療機器営業管理者等」)を設置しなければならず、同管理者に継続的研修の努力義務を課している。(規則第175条第2項)
 - 3) 特定管理医療機器を除く管理医療機器及び一般医療機器販売業者には、営業管理者の設置も義務付けられておらず、したがって、管理者の継続的研修も不要である。(規則第178条第2項、第3項)
- 本設問は、②に関する意見を求めている。

設問の趣旨の理解度：

趣旨を理解した上での回答もあるが、多くは十分理解されているとは思われない。回答の多くは、直接、研修頻度を論じるものであり、現行規則は認の立場(努力義務)に立てば、論理的に頻度を論じる必要はない。たとえば、「隔年でよい」という回答は、論理的には条件付き義務化を意味していることになるが、回答者にそういう意識が徹底していなかったと思わざるを得ない。「決まっているのだから受講しなければならない。」という自己矛盾する回答の類が多い。

期待する回答肢：

- a 義務化すべき
- b 条件付き(研修頻度、内容、方式など)で義務化すべき
- c 現行(努力義務)でよい
- d 現行でよいが研修頻度、内容、方式などを改めるべき
- e 不要とすべき
- f 条件付き(研修機会の設置、研修機会の周知、多様な研修様式など)で不要とすべき

大きくは3グループ、細かくは上記6グループに分けられる。
 実際の回答は、b、dのいずれかは不明であるが、研修機会の周知、研修頻度、内容、方式に関する意見が多い。

分析結果： 総意見件数589件

- a に該当する意見（明確に義務化を望む意見） : 110件
- b に該当する意見
 - b-1 法改正時期の研修に限る : 20件
 - b-2 業許可更新時の研修に限る : 9件
 - b-3 罰則を設けよ : 1件
 - b-4 後述の研修頻度、内容、様式にかかわる意見の一部がここに加わる : 件数分離不可
- c に該当する意見 : 45件
- d に該当する意見 : 後述の研修頻度、内容、様式にかかわる意見の大部分がここに該当すると思われるが、件数分離不可
- e に該当する意見 : 19件
- f に該当する意見
 - f-1 メーカー(製造販売業者)からの情報提供で代える : 1件
 - f-2 社内研修で代える : 1件
 - f-3 自己研修機会代える : 1件

上記分類とは別に、

1) 研修頻度に関する意見

- ・半年に1度 : 1件
- ・毎年(現行) : 169件
- ・毎年は不要 : 114件 (以下のすべての件数と合わせると、300件)
- ・2年に1度 : 71件
- ・2から3年に1度 : 47件
- ・2から4年に1度 : 4件
- ・3年に1度 : 35件
- ・3から4年に1度 : 1件
- ・3から5年に1度 : 18件
- ・3から6年に1度 : 2件
- ・4年に1度 : 1件
- ・5年に1度 : 5件
- ・5から6年に1度 : 2件

2) 研修が毎年でないときの法改正・重要事項発生時の対応に関する意見

- ・臨時研修開催 : 7件
- ・資料の郵送・メール配信等 : 14件

3) 研修方式に関する意見

- ・インターネット・ホームページ活用のネット受講、通信教育 : 11件
- ・企業内研修の活用 : 2件

4) 受講対象者に関する意見

- ・受講者対象枠を広げよ(実務者あるいは管理代行者) : 7件
- ・コンタクトに関し、医師には免除又は簡略化を : 3件
- ・薬局に関しては免除を : 3件

5) 講習内容に関する意見

上記の研修頻度や研修の必要性に関する意見の大半は、研修内容との関連で記述されているが、内容自体への設問は別にあるので、そちらで分析されることを期待する。ここでは、一般的な内容充実を求める意見等は除き、研修の種類に関する意見として一部を取り上げる。

- ・初心者向けと経験者向けに分けよ : 2件
- ・業務内容と取り扱い機種により細分せよ : 2件

総括：

本結果を参考として、本設問に関する対策案を示すとすると、努力義務ではなく、高度管理医療機器販売業の営業管理者と同様、明確に義務化する。ただし、研修頻度は、少なくとも3年に1度とする。

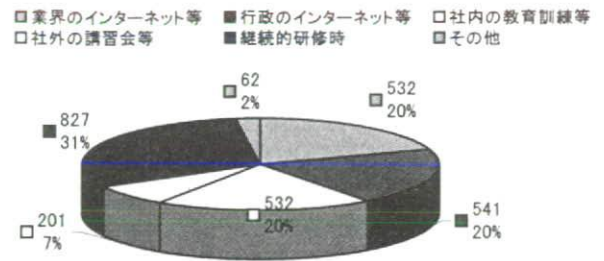
なお、第2ステップとして、集合研修以外の方式による、法改正時や重大案件発生時の情報連絡網の構築が求められる。

Ⅲ. 継続的研修の内容について

Q4 研修の実施内容について（複数回答/n:1,757）

【薬事法その他薬事に関する法令】	回答数	割合
業界のインターネット等	532	30.3%
行政のインターネット等	541	30.8%
社内の教育訓練等	532	30.3%
社外の講習会等	201	11.4%
継続的研修時	827	47.1%
その他	62	3.5%
合計	2,695	
その他		

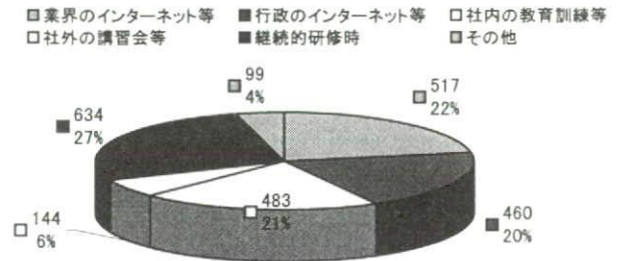
【情報の入手方法(薬事法その他薬事に関する法令)】



Q4 研修の実施内容について（複数回答/n:1,757）

【医療機器の不具合報告及び回収報告】	回答数	割合
業界のインターネット等	517	29.4%
行政のインターネット等	460	26.2%
社内の教育訓練等	483	27.5%
社外の講習会等	144	8.2%
継続的研修時	634	36.1%
その他	99	5.6%
合計	2,337	
※その他		

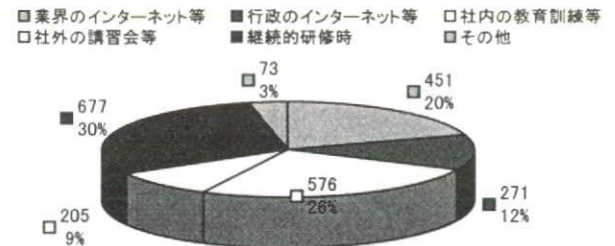
【情報の入手方法(不具合報告及び回収報告)】



Q4 研修の実施内容について（複数回答/n:1,757）

【医療機器の品質管理】	回答数	割合
業界のインターネット等	451	25.7%
行政のインターネット等	271	15.4%
社内の教育訓練等	576	32.8%
社外の講習会等	205	11.7%
継続的研修時	677	38.5%
その他	73	4.2%
合計	2,253	
※その他		

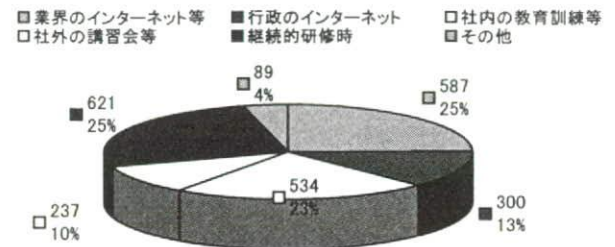
【情報の入手方法(品質管理)】



Q4 研修の実施内容について（複数回答/n:1,757）

【医療機器の情報提供】	回答数	割合
業界のインターネット等	587	33.4%
行政のインターネット	300	17.1%
社内の教育訓練等	534	30.4%
社外の講習会等	237	13.5%
継続的研修時	621	35.3%
その他	89	5.1%
合計	2,368	
※その他		

【情報の入手方法(医療機器の情報提供)】



Q4-② 受講された継続的研修の不明、研修テキスト、説明スライド（パワーポイント）、会場設備・受講料について、満足していますか。何か、ご意見、ご要望がありますか。

分類方法：

各アンケート項目の自由意見について、意見の内容を分類して集計した。

【講師説明】56件（1件二重回答）

- A [13] : テキスト、スライドそのままの説明で退屈、苦痛、飽きてしまう。
- B [12] : 具体的事例を加えた説明を望む。
- C [5] : 講義時間を守って欲しい。
- D [4] : 講師のレベルに疑問がある。
- E [3] : 講師の話（声）が聞き取りにくい。
- F [20] : その他

【研修テキスト】16件

- A〔8〕：テキストの内容、文字、ボリュームに不満がある。
- B〔3〕：テキストとスライドの関連について。
- C〔3〕：テキストにCDが付いているとよい。
- D〔2〕：テキストが立派すぎる。

【説明スライド】

- A〔6〕：スライドの映写状態が悪くて見にくい。
- B〔3〕：スライドの内容（文字、色、画面の大きさ）が見にくい。
- C〔1〕：遠くでスライドが見にくい。

【会場設備】44件

- A〔30〕：会場が狭い、広すぎる、空調・照明・マイク設備が悪い。
- B〔5〕：開催会場を増やして欲しい。
- C〔3〕：机がある会場にしてほしい。
- D〔2〕：スライド映写が見にくかった。（明るさに問題）
- E〔2〕：会場の交通の便が悪い、交通費が高くなる。
- F〔2〕：その他

【受講料について】50件

- A〔40〕：受講料が高い（安くして欲しい）。
- B〔4〕：開催団体で受講料が違うのはおかしい。
- C〔6〕：その他

【その他】40件

- A〔13〕：毎年度の継続的研修受講あるいは研修内容に疑問がある。
- B〔7〕：研修会場に関する要望。
- C〔6〕：研修内容に関する要望。
- D〔14〕：その他

総括：

本設問は、実施された継続的研修の主要な内容に関するものであり、受講者の意見を真摯に受け止め、該当事項について、改善・向上に取り組む事が望まれる。

講師説明、研修テキスト、説明スライド、会場設備については、ほぼ似通った回答であり、「満足」「やや満足」が約4割、「普通」が約4割、「やや不満」「不満」が約1割、「不明」が約1割であった。満足度は「普通」も含めると約8割であり、評価できる内容と考えられる。

受講料については、「満足」「やや満足」が約2割弱、「普通」が4割強、「やや不満」「不満」が3割弱、「不明」が約1割で、満足度は「普通」も含めて約6割であり、不満の声が多い。

以下に、各項目別の考察を述べる。

「講師説明」

色々の意見が出ているが、講演でのメリハリを付ける工夫や講演時間を厳守する等、講師の講演スキルの向上が望まれる。

「研修テキスト」

内容やボリュームについての不満が50%と半数を占めているが、受講者が各種業種に亘ることから、総ての受講者を満足させることは難しい。逆にテキストが立派すぎる意見もあり、今後は各主催団体（医機連傘下）で統一テキストにすることも検討する必要があるかと考える。

「説明スライド」

スライド映写については回答の9割が不満であることから、主催団体として、スライド機種及び映写技術について改善が望まれる。

「会場設備」

会場については、約7割から何らかの不満が出ている。受講者の満足度を上げるために、主催団体として会場選択の条件を見直し、適切な会場選択に努めることが期待される。

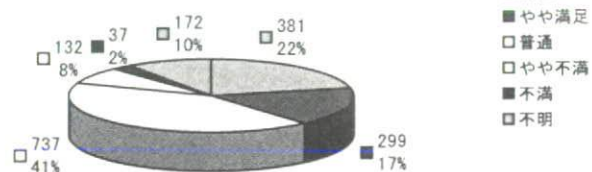
「受講料」

意見の総てが不満足な内容であった。研修内容、会場設備等との比較で受講料が適切かどうかを判断しているので、研修内容を充実し、条件の良い会場選択に努めることにより、収支バランスを考慮して受講料を安くする努力が求められる。

※複数回答/n:1,757

【講師説明】	回答数	割合
満足	381	21.7%
やや満足	299	17.0%
普通	737	41.9%
やや不満	132	7.5%
不満	37	2.1%
不明	172	9.8%
合計	1,758	

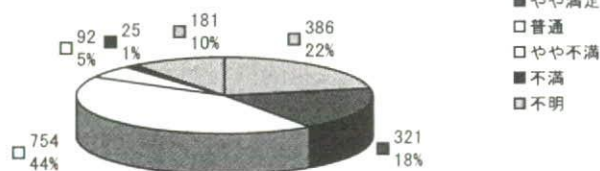
【講師説明について】



※複数回答/n:1,757

【研修テキスト】	回答数	割合
満足	386	22.0%
やや満足	321	18.3%
普通	754	42.9%
やや不満	92	5.2%
不満	25	1.4%
不明	181	10.3%
合計	1,759	

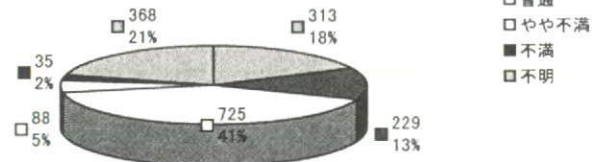
【研修テキストについて】



※複数回答/n:1,757

【説明スライド】	回答数	割合
満足	313	17.8%
やや満足	229	13.0%
普通	725	41.3%
やや不満	88	5.0%
不満	35	2.0%
不明	368	20.9%
合計	1,758	

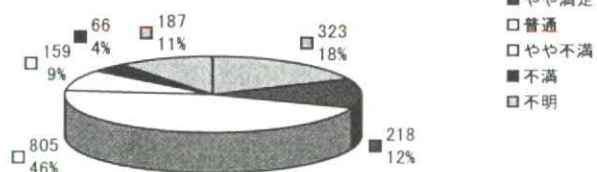
【説明スライドについて】



※複数回答/n:1,757

【会場設備】	回答数	割合
満足	323	18.4%
やや満足	218	12.4%
普通	805	45.8%
やや不満	159	9.0%
不満	66	3.8%
不明	187	10.6%
合計	1,758	

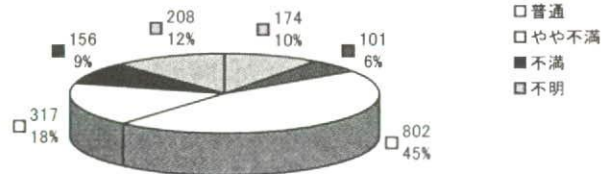
【会場設備について】



※複数回答/n:1,757

【受講料について】	回答数	割合
満足	174	9.9%
やや満足	101	5.7%
普通	802	45.6%
やや不満	317	18.0%
不満	156	8.9%
不明	208	11.8%
合計	1,758	

【受講料について】



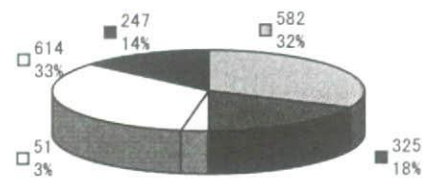
IV. 継続的研修の運用について

Q5 都道府県からの受講案内や指導及び助言等について

Q5-① 指導及び助言等について（複数回答/n:1,757）

【継続的研修の受講確認】	回答数	割合
立入検査等で確認されたことは無い	582	33.1%
立入検査等で確認された	325	18.5%
報告を求められた	51	2.9%
確認及び報告の求めも無い	614	34.9%
不明	247	14.1%
合計	1,819	

【継続的研修の受講確認について】

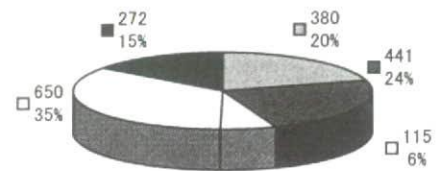


- 立入検査等で確認されたことは無い
- 立入検査等で確認された
- 報告を求められた
- 確認及び報告の求めも無い
- 不明

Q5-① 指導及び助言等について（複数回答/n:1,757）

【都道府県の案内、指導等】	回答数	割合
研修案内があった	380	21.6%
研修案内を買ったことはない	441	25.1%
指導及び助言があった	115	6.5%
指導及び助言を受けたことはない	650	37.0%
不明	272	15.5%
合計	1,858	

【都道府県の案内、指導等について】



- 研修案内があった
- 研修案内を買ったことはない
- 指導及び助言があった
- 指導及び助言を受けたことはない
- 不明

Q5-② 継続的研修の都道府県の関与について、どのように思いますか。

設問の背景：

本設問は、Q5-②に対する、その自由意見を求めている。

設問の趣旨の理解度：

①で指導及び助言に対する詳細として、継続的研修の受講確認と都道府県の案内、指導を聞いた上に、都道府県の関与に対して意見を求めた。

回答総数530のうち、都道府県の関与に対し、

- A. 「概ね肯定的な返答」 321
- B. 「概ね否定的な返答」 137
- C. 「設問の趣旨と違う返答」 72と僅かであった。

都道府県の関与という漠然とした設問に対して、全体の約86%が、設問の趣旨を概ね理解した返答をしたことは、①の口詳細問いの存在が大きいと思慮される。

実情を反映したもの又は要望の返答を期待するのであれば、「継続的研修の都道府県の関与について」、

Q5-②-1「受講確認」

Q5-②-2「都道府県の案内、指導等」として、

各々自由意見を求めれば、より意義のある返答を得られたのではないと思慮される。

分析結果： 総意見件数 530件

A. 「概ね肯定的な意見」

これらの中を細分化して見ると

- ア. 積極的な関与を望む
- イ. 研修案内・受講確認を望む
- ウ. 指導・助言を
- エ. どちらかというに関与して貰いたい
- オ. 現状で良い
- カ. その他

B. 「概ね否定的な意見」

これらの中を細分化して見ると

- ク. 関与は必要ない
- ケ. 行政は無関心
- コ. その他

C. 「設問の趣旨と違う返答」

総括：

継続的研修に対する都道府県の関与についての自由意見では、「現状でよい」という意見が多くを占めたという結果となった。積極的な関与を望む意見も多くあった。一般的に返答者は、都道府県・保健所等行政は全て統一した開催、対応を期待したものだと思慮される。

反面、都道府県によって関与の密度・温度差があることが予想されるという指摘もあった。

継続的研修の開催案内を望む指摘も多いことが読み取ることができる。

また、厚生労働省令第53号により「管理者は、継続的研修を受講後、実施者が発行する修了証を保管し、行政等の立入り調査や、販売業又は賃貸業許可の更新の際に、受講状況を説明できるように保管しておかなければならない。」「責任技術者の継続的研修受講義務(平成17年3月31日 薬食機発第0331004号)責任技術者は、製造販売後の安全性及び品質を確保するために、厚生労働大臣に届出を行った者が行う研修を毎年度受講しなければならない。許可更新等や都道府県の査察時に継続的研修の修了証の提示を求められた場合は、速やかに提示できるよう保存しておくことが望ましい。」と規定されているが、都道府県により解釈に微妙な差もあると指摘されていることに対し、継続的研修実施3年目を迎え、継続的研修受講の必要性について、高度管理医療機器等販売業許可数49,046拠点、修理業許可5,617拠点(平成18年度厚生労働省統計表データベース)への都道府県より、再度の通知等の関与は、業許可更新時に混乱をきたさないためにも事前のアクションが必要と思慮される。

Q6 「継続的研修の毎年度実施」の効果を高める方策(質の向上等)について、ご意見を記入ください。

まず、「現状でよい」「現在のやり方が最適と思われる」「現在の研修内容で特に問題ない」「現状に満足しています」「まだ2年目なので具体的に言うことは無い」などの**現状肯定・現状維持の意見もかなりあった**ことを報告しておく

規模(会場)について

「人数が多すぎる」「100人以上という人数でなく、もう少し少人数で」「少人数制での活発な意見交換ができればよい」「2時間以上も非常に窮屈な机に3人がけにされた状態では講義に集中できません」「会場でのテキスト等が開けにくい(荷物の置き場も無く)」「少人数制での活発な意見交換ができれば」「研修の少人数化」などの人数が多すぎる、あるいは人数の割りに会場が狭いという意見がある一方、少数ではあるが一部に「会場が広すぎる」という意見もあった

1回の研修の適正な人数は、会場の広さと設備の兼ね合いで、一定の数で決めることではないが、**講師の声もきちんと聞こえて、参加者が落ち着いて受講できる環境を整えることは必要**といえる

開催回数と頻度、少人数制について

「少人数で会場を増やす」「各県で実施してほしい」「県内での開催を希望」「年一回でなく複数回の実施」などという意見と、「研修の少人数化」「参加人数を少なくする」「少人数制での活発な意見交換ができれば良いと思います」「少人数制ないし、回数(会場)を増やす」「収容人数を減らし、研修回数を増やすことで、参加者全員に内容が、より行き届くようになると思います」という意見がある。前者は研修の質の向上というよりは開催地域の拡大と開催頻度を増やすことで参加者の利便性を求めたものと思われ、アンケートのこの項の目的(研修の質を向上させるためのアイデア)からは外れていると考えるが、後者の**少人数制への希望は会場でのコミュニケーションの充実を図ることで質を向上させると考えられるが、この実現には十分な知識を持つ講師の確保・派遣の可能性を含めて、費用対効果で現実的かどうかの検討をする必要がある**

講師について

「講師は書いてある事を棒読みにしており、それさえもつかえていた」「研修で本を読むだけでなく、実際例や経験を取り入れて話してほしいと思う」「今まで3回受けましたが、あの講師(?)たちでは無理でしょう。講師たちも何を話せばよいのか困っているのではないのでしょうか(中略)質の向上をさせるなら、もっと講師の質を絞って」など質の向上以前に、**現在の講師のレベルを一定水準以上にする必要がありそうだ。しかし経験を取り入れて話せる講師となると、(前述の質疑応答のできる講師と同様)そのレベルの講師の確保の可能性など、費用対効果で現実的かどうかの検討が必要である**

内容について

「専門的な内容を増やす」「専門的にするべき」「専門分野別に実施することで、質の向上を高めればよいと思う」「自分に関係する内容の充実があるものになれば良いと思う」など**自分の関係する分野の情報が多いことと研修の質の向上を結びつけている人が多い**

専門性が何かということでは、「業態別に行う」「修理業と販売業・賃貸業を別々に」「小売りされる商品と病院等で使用されるものと同一研修というのは、いかがなものか」「販売業等対象を絞って開催してほしい」「業種ごとの研修が望ましい」「扱っている機器により日程や内容を変える」「コンタクトレンズのみの研修であればありがたい」「取り扱い医療機器別にし、内容を充実させてほしい」「業界ごとにもう少し分けられてはいかがでしょう」など、業態別、業種別、扱い機種別など細分化された情報を専門的に捉えていて、**現在の継続研修の意図(販売管理者として必要な情報の提供と取得)と受講者にとっての継続研修への期待(自分の従事している分野の深い知識)に差があるようだ。受講者の期待する専門的な研修にするには少人数による開催が避けられない。継続研修の目的を再確認した上で、講師確保の可能性、費用対効果での実現性などの検討が必要である**

「不具合、回収報告、品質管理の研修には、事例をより加味されてはどうか」「品質管理は大変重要です。(中略)メーカーだけの不具合に片寄らず、事業所の不具合・不適切が起こりえる内容が必要では(身近に感じられる内容)」「講師の話す内容が、テキストを読むだけなので具体例などを挙げて話してほしい」「現状の方法では、研修効果があるとは思えない。ケース事例を増やし、実務に役立つ研修をお願いしたい」「具体的な案件(例)をあげ、対応の説明(摘発例など)」「基本的な乗車法の内容はもちろんですが、管理についても具体的な方法(もっと簡便)を教えてほしい」など具体例に沿って説明することが質の向上と結びつくという意見は非常に多い。現在の研修が法令等の文章の説明・解説に終わっていることの裏返しかもしれないが、**研修を分りやすく、興味あるものにするために実例をできるだけたくさん掘り起こして研修に組み入れる努力をしなければならない**

「毎年、同じ内容で質の向上にはならないのでは?」「毎年、配布された資料を読んでいるだけの研修になっているので、工夫していただきたい」「毎年研修の内容が同じような研修に思われます」「毎年同じような内容にならないように工夫すべき」「毎年の必要はない」「毎年同じような内容だと向上にはつながらない。一年に一度の継続研修なので、変更点、重要な点、実務に関する内容を行って欲しい」など**毎年同じことを繰り返す研修では参加の意味がないと考えている人もかなりいる**
毎年違った内容の研修ができる工夫が必要がある

「毎年ではなく、2・3年に一度集中して実施するのはいかがでしょうか」「毎年同じ内容の可能性があるのであれば、継続的研修は3年ごとで十分だと思います」「2～3年毎でいいから、もっときちんとした研修をして欲しい」「2年に一度くらいにして、内容をより密にして、分野別にして欲しい」「二、三年に一度、半日ぐらいかけて内容の濃い研修にしてみたいかがでしょうか」など毎年受ける必要があるのかという疑問も少なくない。これは研修の内容がいつも同じようだから毎年受ける必要があるのかという疑問と、制度として販売管理者等が毎年研修を受ける必要があるのかという疑問が混ざっているように思える

このアンケートは現在の制度の良し悪しを尋ねることが目的ではないので、その判断は別の機会に譲るとして、継続研修としては毎年違った内容を充実させ、受講者が毎年参加しても満足する内容の研修を用意しなければならない

研修の時間について

「同内容の繰返しがあっても良いので、もう少し時間をかけて（3～4時間位：半日程度）研修を実施して欲しいと思います」「時間がせまると多少省かれるところもあるので、時間の余裕があればよいと思います」「時間が足りない様な気がしました」と研修時間が短いという意見もあったが少数である

「時間を短くして欲しい」「時間を短縮して、その年に起きた重篤な症例紹介と予防など特化した内容になると良いよと考える」など短時間の研修の要望もあったが、これも少数派である

研修の時間については、受講者アンケート Q3. ①で適切な研修時間の質問をしているので、その回答と対照させる必要がある

テストについて

「簡単なテストを行うと有効」「ペーパーテストの導入」「確認テストを実施したらよい。10問くらい○×で」「最後に確認テストを行い、点数の低い者には修了書を渡さない」「テストを入れる。（中略）・お金さえ払えば継続できるのでは、あますぎる」などテストの導入を主張する意見も少なくないが、「最初から寝ている方等もいたので、効果を高めるためにも真剣に受講させる雰囲気作りを行ったほうが、結果として質の向上につながると思っています」というように受講者の集中度を高めたり、自己の理解度を確認するためのテスト導入の提案のようで、研修そのものの質の向上とは別のことと考えた

テキストについて

「テキスト、資料の充実をして欲しい」「テキストがマンネリ化しないよう方策」「各主催団体によりテキストが異なっているようである。主催者団体が共同で共通のテキストを作成することも受講料の引き下げにつながると思うし、各主催団体の講師の講義能力の向上にもつながり、結果として（継続的研修の毎年度実施）の効果が高まるのではないかとテキストの内容に対する要望もいくつかあるがそれほど多くないし、どのような内容を入れると質の向上につながるか具体的な提案もない

しかし「テキスト等前もって配布・予習の上、参加するともっと理解が進むと思えます」というコメントは一考する価値がありそうだ

研修の案内について

「案内が欲しい」「継続的研修の開催日時をもっと早く知りたい」「研修の受講料から一定の経費を案内に振り分ける。都道府県の当局から案内を出す。（許可、届出、事業者あてに）」「研修案内をメール等で送っていただけると、毎年のことなので忘れなくてすむと思います」「受講時期を通知する（毎年なので連絡があると助かる）」「受講日の各団体の年間予定を一箇所にまとめて掲示してもらいたい」「受講経験者には次回開催、予定、日、時、場所を早めに案内する」など開催の案内については、研修そのものの質の向上ではないが、研修への参加を促進する上で改良の余地がありそうだ

受講者への情報発信

研修の質の向上には直接結びつかないが、受講者の理解促進のための提案があった

- インターネットだけでなく、情報を送って欲しい。お知らせが足りない
- 継続的研修の研修内容の中で重要なものは厚労省、都道府県、ホームページ等で動画配信を行い研修内容を公開する
- 個々の医療機器の消費者への情報（注意点・不具合例など）をタイムリーにインターネット等で流して欲しい
- 定期的な情報誌の発行
- 日頃よりネット上で質問、意見等を募集し、それをもとに講義をしても良いのではないかと
- 薬事法関連の重要ニュースをメール配信してはどうか

その他

研修に入れて欲しい項目として以下のことが（具体的に）挙がっている

- ・ 一年間に発生した事件・事故を集計し、そこから学べること
- ・ GQP, GVP, QMSについてと更新、一変、承認について
- ・ ISOの品質管理
- ・ 管理者の心構え
- ・ コンタクトレンズが特定されている場合、製品情報、業界情報、医師（学会、眼科医会）に関する情報
- ・ 違反した場合の罰則
- ・ 医療機器の最新情報、医療機器そのものの知識
- ・ 間違った判断、指導・指摘された事例
- ・ 機器を使用する側（医療機関等）の責務に我々（販売）がどのように関わっているのか
- ・ その年のトピックス、変更点に重点を置く、又海外動向の情報
- ・ 合法と違法の具体的事例、Q&A、その解説
- ・ その年に起きた重篤な症例紹介と予防法

Q7 主催者からの案内、主催者への質問、問い合わせ対応等について、ご意見、ご要望をお聞かせ下さい。

設問の背景：

当該設問は、Q6までの設問では網羅できない諸々の意見、質問などを受講者から聞くことにより、第一に案内対応の適不適（肯定度合い）を把握しようと言うものであり、第二に受講者が質問した際の主催者の対応の満足度についても把握を図ろうと言う意図の設問である。

設問の趣旨の理解度：

趣旨を理解した上での回答が大半であるが、中には十分理解されているとは思われない回答も散見された。

分析結果：総意見件数271件

1. 主催者からの案内に関する意見・要望
 - 1-1. 事前案内／定期案内／早目の案内の要望
 - 1-2. 現状に対する肯定的な意見
 - 1-3. Eメール／Web利用に関する要望
 - 1-4. 案内ルートについての意見・要望
 - 1-5. 書面による案内の要望
2. 案内、主催者への質問、問い合わせ対応等について全般的な肯定意見：35件
現状で満足、問題ない、充分、親切などの肯定意見であるが、設問内容に対して満足していると言うよりも、現状の研修全般に対して、満足、問題ないと言う意見も混在していると感じられる。
3. 研修の運営に関する意見・要望：33件
質疑応答が研修会場でできない点に不満な意見や主催団体が多いことによる研修内容のバラツキについての不満、統一すべきなどの意見があるが、当該設問は、純粋に研修会の実務的な運営についての意見・要望を求めているにも関わらず、研修自体に対する意見・要望となっている点は設問の仕方に課題を残した。
当該設問に対して、研修会に対する意見・要望を述べた人は、他の設問で同様な回答を行ってれば、その意向が反映されると推測できる。解析する上で、留意すべき内容と思われる。
4. 研修の内容に関する意見・要望：25件
当該意見・要望は、設問内容を理解していない人が、最終設問と言う事で、自由に意見・要望を記載した感がある。
特にコンタクト関係について意見・要望が多いことから、コンタクト団体の研修において、受講者の不満が募ったとも考えられることから、個別に団体別解析が必要と思われる。
5. 申し込みに関する意見・要望：23件
現状肯定意見は1件であり、22件が申し込み方法や申し込み後の確認方法、方法の煩雑さなどに対する改善要望であり、今後主催者団体が受講者の利便性を考慮し、改善策を講ずる際に役に立つ意見・要望である。
6. 主催者への質問に関する意見・要望：19件
インターネットを利用した質問を受けて欲しいとの要望が5件ある一方、インターネット環境にないで、他の媒体を介した質問・申し込みができるよう配慮して欲しいとの要望もあり、画一的な対応は困難と言える。
7. 開催場所に関する意見・要望：12件
受講者の利便性を考えた場所で開催して欲しいと言う意見・要望が大半である。
8. 主催者/事務方の対応に対する意見・要望：10件
肯定意見が7件、対応が悪いとの指摘は3件であった。高圧的、電話が繋がらない、遅刻連絡時の電話対応などの指摘を受けている。個別に解析し、次年度に改善を図る必要有り。
9. 問い合わせに対する意見・要望：7件
電話での問い合わせに対応して欲しいとの意見があり、主催者団体間に対応のバラツキがあると推量される。
10. 開催回数に関する意見・要望：5件
受講者として当然の要望と言える「開催回数の増」の意見が大半である。
 11. 開催日に関する意見・要望：5件
開催日に土日を入れて欲しいと言う意見あり。
 12. 会場に関する意見・要望：3件
会場の快適性を求める意見・要望。
 13. その他

総括：

当該意見・要望に対応するには、主催者団体別に再集計が必要。
研修自体に対する意見・要望については、更に詳細な解析が必要である。

Ⅱ. 継続的研修の遵守事項について

Q2. 毎年度の継続的研修の受講義務について、該当するものに☑印又は回答の記入をお願いします。

①営業所の管理者は、「保健衛生上支障を生ずるおそれがないように、その営業所に勤務する従業者を監督し、その営業所の構造設備及び医療機器その他の物品を管理し、その他その営業所の業務につき、必要な注意をしなければならない。」と薬事法で義務つけられています。また、営業所の管理者は、継続的研修を毎年度受講することが薬事法施行規則で決められています。受講された感想を伺います。

【継続的研修の効果】 十分である。 どちらとも言えない。 十分ではない。

②継続的研修が、「修理業の責任技術者」と「販売業又は賃貸業の営業所の管理者」と一緒に実施されていることについて、何かご意見、ご要望がありますか。

③コンタクトレンズ等の特定の医療機器のみを取り扱っている営業所の管理者は、継続的研修の内容を特定する必要ありますか。

必要がある。 どちらとも言えない。 必要としない。

Q3. 研修の実施の基準について、該当するものに☑印又はご回答の記入をお願いします。

①継続的研修は2時間以上とされていますが、研修時間は適切ですか。

1～2時間。 現状の2時間以上で良い。 3時間以上。 5時間以上。 1日コース

②継続的研修の講義事項は次の4項目とされています。

- イ 薬事法その他薬事に関する法令
- 医療機器の不具合報告及び回収報告
- ハ 医療機器の品質管理
- ニ 医療機器の情報提供

【重要と思われる順に並べてください。】

1. __ 2. __ 3. __ 4. __ (例 1.イ 2.☐ 3.ハ 4.ニ)

③管理医療機器販売業及管理医療機器賃貸業の営業所の管理者に、「継続的研修を毎年度受講させるように努めなければならない。」とされていますが、ご意見があれば自由にご記入ください。

Ⅲ. 継続的研修の内容について

Q4. 研修の実施内容について、該当するものに☑印又は回答の記入をお願いします。

①継続的研修の目的は、営業活動等を問題なく営むために規制上、必要な最低限の情報を提供することにあります。下記のとおり継続的研修項目が規定されていますが、これらの情報を入手されている方法について、項目毎に回答欄に○印をつけてください。

情報入手方法	業界の インタ ーネッ ト等*	行政の インタ ーネッ ト等**	社内の 教育訓 練等	社外の 講習会 等	継続的 研修時	その他
継続的研修項目						
薬事法その他薬事に関する法令						
医療機器の不具合報告及び回収報告						
医療機器の品質管理						
医療機器の情報提供						

【備考】 * : 団体等のインターネット（ホームページ）の他、業界誌、業界新聞等を含む。

** : 厚生労働省、都道府県及び（独）医薬品医療機器総合機構のホームページ及びこれらより発出された通知等を含む。

【「その他」に○印をつけた方は、具体的な入手方法を記載してください】

②受講された継続的研修の講師説明、研修テキスト、説明スライド（パワーポイント）、会場設備・受講料について、満足していますか。何か、ご意見、ご要望がありますか。
回答欄に○印をつけてください。

継続的研修内容	満足	やや満足	普通	やや不満	不満
講師説明					
研修テキスト					
説明スライド					
会場設備					
受講料について					

【ご意見・ご要望】

Ⅳ. 継続的研修の運用について

Q5. 都道府県からの受講案内や指導及び助言等について、☑印又はご意見の記入をお願いします。

①指導及び助言等について教えてください。

【継続的研修の受講確認】 立入検査等で確認されたことは無い。 報告を求められた。
立入検査等で確認された。 確認及び報告の求めも無い。

【都道府県の案内、指導等】 研修案内があった。 指導及び助言があった。
研修案内を貰ったことはない。 指導及び助言を受けたことはない。

②継続的研修の都道府県の関与について、どのように思いますか。

Q6. 「継続的研修の毎年度実施」の効果を高める方策（質の向上等）について、ご意見を記入ください。

--

Q7. 主催者からの案内、主催者への質問、問い合わせ対応等について、ご意見、ご要望をお聞かせ下さい。

--

※お差し支えなければ、ご回答者名のご記入をお願いします。

ここにご記入いただいた個人情報は、厚生労働科学研究「医療機器の販売等に係わる効果的なリスクマネジメント手法に関する研究」の「営業管理者の継続的研修のあり方」の調査研究業務以外には使用しません。

住所（〒 ）
回答者名



ご協力ありがとうございました。

種々な資格取得者の継続的研修の調査

名称	井理士 (努力義務?)	井理士 (単位制)	公認会計士	社会保険労務士	司法書士
継続研修(倫理研修・職務(業務)研修) (単位制)1時間/1単位	研修 不明(無?)	継続研修 (単位制)	継続的専門研修 (単位制)	倫理研修 (年次制)	倫理研修 (年次制)
井理士法第31条の2 経済産業省令第14号第25条	税理士法第39条の2 日本税理士連合会会則第65条	倫理研修規程第3条 倫理研修規則第2条第2項 会員研修規則第12条	公認会計士法第20条 公認会計士法第20条に規定する研修に関する内閣府令 会則第83条	社会保険労務士法第16条の3 会則第47条及び第47条の2	司法書士法第25条(努力義務) 会則第68条 日可達会則第4条第3項
頻度・時間数	1年毎 36時間以上/1年間	12時間/1年	40時間/1年(内閣府令第15条)	5年毎(但し、都道府県により異なる。*徳島県会則:1回/1年)	3年、満6年及び以降5年毎(会員研修実施要領第3)
更新要件の有無	無	無	無	無	無
修了考査の有無	不明	無	無	無	無
実施方法等	・全国統一研修 ・ポルチメチア研修 ・オンライン研修 ...等	無	無	無	無
費用(参考)	無料(?)	無	無	無	無
実施主体	企画/立案/実行: 日本井理士会(会則により実施内容を規定) 日本井理士会研修所 具体的実施: 日本井理士会研修所	日本井理士連合会 ・各都府士会	日本井理士連合会	日本公認会計士協会	全国社会保険労務士会連合会、都道府県社会保険労務士会
義務不履行者の取扱い	日本井理士会会則第57条第2項及び第4項に違反した井理士に対し、第49条第1項に基づく処分を行うことができる。 組織:日本井理士会会則第57条の2 日本井理士会は、チェックの結果、所定の単位を取換しなかった井理士に対しては、受講の勧告を行い、複数回の勧告を行ったにも関わらず改善が見られなかった井理士には、次のような処分を行う。 (1)「倫理研修」又は「井理士の専修業務適正化の推進のための研修」のポイント不足 一最終的に業務の停止(少なくとも一部の)につながる処分 (2)「井理士の専修業務等への適正な対応のための研修」のポイント不足 一情報公開の対象	不明	最近の研修への参加	全長による勧告(会員研修規則第19条) 当該年度の単位が不足している場合、翌年の研修単位に不足が加算される。	(1)都道府県会は、事前の受講者予備置者を除き、研修を受講しなかった者に、その事由を倫理研修終了後(報告されたとき)、報告による事由が前項(「連合会が定める事由」⇒*下記「備考」)参照)に該当する者は、受講者予備置者の取扱とします。 (2)上記の報告による事由が受講者予備置の事由に該当しない場合又は報告がなかった場合は、都道府県会全長が倫理研修を受講するよう指導します。なお、指導の対象となる者は、その翌年度の倫理研修を受講しなければなりません。 (3)連合会、地域協議会及び都道府県会は、上記(2)による指導の対象となる者を、各種公的委員、アドバイザー又は講師等の募集派遣等に際して推薦しません。
備考	eラーニング: http://satip.tech/e-learning.htm 平成13年施行。(継続研修としては、平成20年度から実施?)			「連合会が定める事由」: ・身体・健康上の理由 ・同居の親族並びに配偶者及び三親等内の親族の療養介護 ・住所の変更により、所属する都道府県会が変更することで、受講が不可能になる場合 ・社会通念上受講が不可能と認められ、都道府県会全長が認めるもの	全長は、不参加事由の報告を求める(年次制研修不参加)に対する指導要領(4)未報告の場合には、全長は報告するよう指示する。(指導要領5) 不参加者に対して、次年度における研修への参加を連絡する。(指導要領6) (3)連合会、地域協議会及び都道府県会全長による指導(指導要領7)全長による指導(指導要領8)会全長による指導(指導要領8)会全長による指導(指導要領8)会全長による指導(指導要領8)

種々な資格取得者の継続的研修の調査

名称	土地家屋調査士 (努力義務)	マンション管理士 (法定講習)	定期講習 (年次制)					第一種電気工事士 (年次制)		
			建築士(建築事務所に所属する建築士)	一級建築士	二級建築士	木造建築士	構造設計一級建築士		設備設計一級建築士	
研修に関する根拠規定	土地家屋調査士研修/実務研修等? (単位制) 土地家屋調査士法第24条及び第25条 各都道府県土地家屋調査士会会則(第89条及び第96条)	マンション管理士の管理の適正化の推進に関する法律第41条 マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則第41条及び第42条及び第43条及び第44条	建築士法第22条 (建築士法の一部を改正する法律第22条の2)	3年毎(6以上9時間)	3年毎(6以上9時間)	3年毎(5時間以上)	3年毎(5時間以上)	3年毎(6以上9時間)	3年毎(6以上9時間)	5年毎(8時間)
頻度・期間数	12単位/1年	5年毎								
更新要件の有無		無								無
修了考査の有無		有								有
実施方法等		集合講習	集合講習(テスト実施)					集合講習		
費用(参考)		16000円		平成20年11月28日施行			平成21年5月27日施行	11000円		
実施主体	各都道府県の土地家屋調査士会	財団法人マンション管理センター						経済産業大臣が指定する者=独立行政法人製品評価技術基盤機構(NITE) NITEより、(財)電気工事技術講習センターを代表として(社)日本電気協会及び全日電気工業業工業組合連合(全日連)への業務を委託。		
義務不履行者の取扱い		41条違反に該当(⇒法律第33条第2項登録の取消し等)	罰則の規定はないが、建築士法の定めにより違反することとなるため、悪質な場合は受講を促す注意を行っても未受講の建築士は、建築士法違反とみなし、懲戒処分の対象とする。							
備考		<p><講習内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ・マンションの管理に関する法令及び実務に関する科目 ・管理組合の運営の円滑化に関する科目 ・マンションの建物及び附属施設の構造及び設備に関する科目 ・マンション管理適正化法に関する科目 	<p><講習内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ・建築基準法 ・建築士法の近年の法令改正の内容等 ・最新の建築技術 ・建築物の事故事例 ・職業倫理等に関する講義 ・O×方式の修了考査 	<p><研修内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ・自家用電気工作物の保安に関する法令 ・自家用電気工作物に係る電気工事に関する知識 ・自家用電気工作物に係る電気工事に関する事故例 						

種々な資格取得者の継続的研修の調査

継続的研修（義務）	名称	高圧ガス/保安企画推進員	高圧ガス/保安主任者	高圧ガス/保安係員	LPガス/業務主任者	LPガス/液化石油ガス設備士	LPガス/充てん作業者
	研修に関する根拠規定	保安企画推進員講習(法定職務講習) (年次制) 高圧法第27条の2の第7項、第27条の3の第3項	保安主任者講習(法定職務講習) (年次制)	保安係員講習(法定職務講習) (年次制) 高圧法第27条の2の第7項	業務主任者講習(法定職務講習) (年次制) LP法第19条第3項、第38条の9 LP法施行規則第74条第2、3項	液化石油ガス設備士再講習(法定職務講習) (年次制)	充てん作業者再講習(法定職務講習) (年次制)
頻度・時間数	5年毎(2日間 14時間)			5年毎(1日 7時間)			
更新要件の有無 修了審査の有無 実施方法等	有(受講成果の確認有)						
費用(参考)	12400円(ネット申込11900円)	12400円(ネット申込11900円)	10100円(ネット申込9600円)	4900円	4700円	7200円	
実施主体	協会本支部	協会本支部、一般高圧ガス関係団体	一般ガス、協会本支部、一般高圧ガス関係団体 LPガス、各都道府県、液化石油ガス教育事務所		各都道府県、液化石油ガス教育事務所		
義務不履行者の取扱い							
備考	<p><講習内容> ・法令 ・高圧ガス製造に必要な特に高度の応用化学・機械工学(*) ・高圧ガス製造に必要な特に高度の保安管理技術(2) ※但し、(*)・(2)は、LPガスの場合は、LPガスに限られる。</p> <p><講習内容> ・法令 ・高圧法各及びLP法令 ・LPガスの販売に必要な高度の保安管理技術</p> <p>※「液化石油ガス設備士」は、その業務に従事していない者又は講習修了証の交付を受けた日の属する年度の翌年度の開始の日から3年以内の再講習を受講しなければならない。</p> <p><講習内容> ・供給設備及び消費設備の保安に関するLP法令 ・液化石油ガス設備工事に必要な高度の知識及び技能</p> <p><講習内容> ・LPガスに関する法令 ・LPガスの充てんに関する知識</p>						